第１号様式　別紙１　　（令和 7 年度計画分　事業活動環境計画書）

氏名 （法人にあっては名称）	株式会社タカキベーカリー広島工場
住所	広島市安芸区中野東三丁目7番1号
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日
基準年度(*1)	令和 6 年度

１　事業者の要件（⑴、⑵については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量）

該当する事業者の要件	☑ ⑴原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上（特定事業者） ☑ ⑵エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上（特定事業者） ☐ ⑶特定事業者以外の事業者

２　事業の概要

事業者の業種	パン製造業 （主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号： 0971 ）
事業の概要	１９４８年創業、パンを通じて「食卓に幸せを運ぶ」というキャッチフレーズを掲げてパン製造業を中心に営んでいる。２００２年４月にグループ名をアンデルセングループに改名し２００３年４月に分社し株式会社タカキベーカリーを設立した。

３　温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

工場長を管理体制の長として、エネルギー管理者を推進責任者とします。また各部署での推進は各部署の課長を責任者、係長または班長をリーダーとして排出抑制に努めます。

４　温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

⑴　温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項　　目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和 6　年度	令和7～令和9年度 （平均値）	((a-b)/a)×100 (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量(*5)	8,869　t-CO_2	8,691　t-CO_2	2.0　%
温室効果ガスみなし排出量(*6)		8,691　t-CO_2	2.0　%
目標設定の考え方	設備改善によるエネルギー使用量の低減、燃料転換を進め、年平均１％の削減を目指していく。		

*1　基準年度とは、温室効果ｶﾞｽの抑制度合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去３か年度の平均値とすることができる。

*2　特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。

*3　原油換算ｴﾈﾙｷﾞｰ使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。

*4　温室効果ｶﾞｽ排出量とは、二酸化炭素（ｴﾈﾙｷﾞｰ起源のもの及び非ｴﾈﾙｷﾞｰ起源のもの）、ﾒﾀﾝ、一酸化二窒素、ﾊｲﾄﾞﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ、ﾊﾟｰﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ及び六ふっ化硫黄）の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。

*5　温室効果ｶﾞｽ実排出量とは、上記(*4)のうちｴﾈﾙｷﾞｰ起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ｶﾞｽ排出量が特定事業者単位で3,000ﾄﾝ以上のものの排出量の合算をいう。

*6　温室効果ｶﾞｽみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ｶﾞｽみなし排出量は、温室効果ｶﾞｽ実排出量と等しくなる。

⑵　事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標　（※任意記載）

事業分類	基準年度の実績 a 令和 6　年度	計画期間の目標 b 令和7～令和9年度 （平均値）	削減量の対基準年度比 ((a-b)/a)×100
			%
			%
			%
原単位の指標及び目標設定の考え方			

⑶　温室効果ｶﾞｽ実排出量の抑制に関する措置の内容

各設備の省エネルギー改善により燃料使用量を削減し、また新設設備に関しては省エネ機器を導入し温室効果ガス実排出量を抑制する。

⑷　温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値(*8)の活用等）

無し

⑸　温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

当社は企業活動の目的である「社会の進歩に役に立つ」というスローガンを掲げ、環境の保全をその目的達成のための課題と位置付け環境への負荷を低減するべく温室効果ガスの排出抑制に努めていきます。

５　その他の取組

・各設備及び掲示板等への表示による社員への環境意識の啓蒙
・廃棄物の排出規制
・工場内倹約活動による全員参加の省エネに対する取り組み

*7　原単位とは、温室効果ｶﾞｽ排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。

*8　環境価値とは、ｵﾌｾｯﾄｸﾚｼﾞｯﾄ制度等により、温室効果ｶﾞｽの排出削減等を行うﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄを通じて生成される温室効果ｶﾞｽの削減量等をいう。なお、温室効果ｶﾞｽみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。

第１号様式　別紙３　　（令和 7 年度計画分　事業活動環境計画書）

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

（※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要）

事業所の名称	株式会社タカキベーカリー　広島工場
事業所の所在地	広島市安芸区中野東三丁目７番１号
事業所の業種	パン製造業
事業の概要	パン及び調理パン（サンドイッチ）製造業

１　温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

⑴　温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項　　目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和 6　年度	令和7～令和9年度 （平均値）	((a-b)/a)×100 （aは基準年度の実排出量）
温室効果ガス 実排出量	8,869　$t\text{-}CO_2$	8,691　$t\text{-}CO_2$	2.0　%
温室効果ガス みなし排出量		8,691　$t\text{-}CO_2$	2.0　%
目標設定の考え方	設備改善によるエネルギー使用量の低減、燃料転換を進め、年平均１％の削減を目指していく。		

⑵　温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

各設備の省エネルギー改善により燃料使用量を削減し、また新設設備に関しては省エネ機器を導入し温室効果ガス実排出量を抑制する。

⑶　温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値の活用等）

無し

２　その他の取組

・各設備及び掲示板等への表示による社員への環境意識の啓蒙
・廃棄物の排出規制
・工場内倹約活動による全員参加の省エネに対する取り組み